

川崎市における地球温暖化対策等の取りまとめ (No.1)

	排出概況			川崎市が実施している主な施策・取組					自治体による取組等	効果的な実施のために条例に記載すべき事項(前回説明資料)
	2006年(速報値) 千t-CO ₂		1990年比	規制的手法	自主的取組手法	経済的手法	普及啓発手法	その他		
産業部門	17,723.8	78.0%	-1.6%		環境配慮書、環境負荷低減行動計画による自主的な取組の推進 「温暖化物質の排出抑制に関する指針」による指導等 未利用廃熱の利用(川崎スチームネット設立) エコタウン構想・ゼロエミッション工業団地の推進 大気汚染防止対策の推進	先端産業創出支援制度(イバート川崎)の実施 公害防止資金の融資	CO2削減川崎モデルの構築・低CO2川崎プラント化構想の推進 環境調和型産業の振興 国際環境技術展の開催			削減計画書・報告書制度 排出量取引 省エネルギー診断 温室効果ガス削減に寄与する設備への助成や低利融資
民生部門(家庭系)	1,558.3	6.9%	34.7%		レジ袋削減のための取組		自然エネルギーの活用促進のための啓発・教育の実施 「1店1エコ運動」の推進 環境教育の実施			各種普及啓発活動(情報の見える化、キャンペーン・イベントの実施、省エネラベルなど) 市民活動等の推進のための組織整備 市民活動等の推進に資する場所づくり
民生部門(業務系)	841.0	3.7%	13.2%		高効率省エネ空調システムの検証 ESCO事業の導入促進 環境配慮書、環境負荷低減行動計画による自主的な取組の推進 「温暖化物質の排出抑制に関する指針」による指導等 レジ袋削減のための取組		「1店1エコ運動」の推進			削減計画書・報告書制度 排出量取引 省エネルギー診断 温室効果ガス削減に寄与する設備への助成や低利融資
うち市役所	105,098t (2007年、他ガスも含む) 369,892 (廃棄物等も含む全市)		106,713t (2006年、他ガスも含む) 360,052t (廃棄物等も含む全市)					グリーン電力購入の推進 ESCO事業の導入 次世代・低燃費自動車の率先導入 川崎市環境配慮契約の推進 屋上緑化・壁面緑化の推進 環境マネジメントシステムの管理		低CO2型の施設整備 グリーン電力の購入 屋上緑化 低公害・低燃費車の導入
運輸部門	1,199.4	5.3%	3.0%	自動車環境情報の説明 アイドリング・ストップ ディーゼル車の監視等	エコドライブの推進	低公害車導入への助成 粒子状物質削減装置への助成	エコドライブ関連イベントの実施	公共交通の移動円滑化の促進 交通需要管理(TDM)の推進 交通対策等に係る調査・研究		公共交通機関の円滑化 エコドライブの導入支援 交通需要管理(TDM) 低公害車の普及 道路のボトルネック解消 など
うち自家用車	434.8	1.9%	50.4%							
廃棄物部門	411.1	1.8%	17.3%		レジ袋削減のための取組 生ごみのメタン発酵施設の誘致の検討	生ごみ処理機等への助成		廃棄物の鉄道輸送 その他プラスチックの分別収集の取組着手(H22から)		分別の推進 バイオマス関連施策の推進
再生可能エネルギー(エネルギー転換部門含む)	-	-	-		新エネルギー産業の振興(新エネルギー振興協会設立) グリーン電力証書の普及	住宅用太陽光発電設備の補助	市民共同おひさま発電所の設置 自然エネルギーの活用促進のための啓発・教育の実施	BDFの調査研究		住宅用太陽光発電施設等への助成 計画書制度等による導入の誘導

川崎市における地球温暖化対策等の取りまとめ (No.2)

	排出概況			川崎市が実施している主な施策・取組					他都市の動向、本市の課題	効果的な実施のために条例に記載すべき事項（前回説明資料）
	2006年(速報値) 千t-CO ₂		1990年比	規制的手法	自主的取組手法	経済的手法	普及啓発手法	その他		
ヒートアイランド対策	-	-	-		緑のカーテンづくり		打ち水作戦	ヒートアイランド対策のための調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・緑、水、風の確保（緑地保全・緑化推進、多自然型の河川整備、保水性舗装整備など） ・人工排熱の低減（省エネ推進など） ・地表面被覆の改善 	
緑地保全・緑化	-	-	-		開発事業等に係る緑化の調査指導	屋上緑化や緑の活動団体への助成	緑化に係る啓発 市民緑化運動の推進	緑地の保全 緑化推進重点地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化指導 ・緑地保全 ・緑化への助成 など 	
横断的施策	-	-	-		環境影響評価制度 建築物環境配慮制度 アジア起業家誘致交流の推進、国際経済推進事業 国連環境計画（UNEP）との連携、国際貢献施策の推進 環境総合研究所の整備		かわさき地球温暖化対策推進協議会の支援 「川崎発ストップ温暖化展」の開催 環境教育の推進 環境功労者表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける再生可能エネルギー導入検討の義務付け ・地球温暖化防止活動センター ・推進員の設置 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等における再生可能エネルギーの導入を検討させ、計画等を策定する制度 ・地球温暖化防止活動センター ・推進員の設置 など 	
参考				<ul style="list-style-type: none"> ・一部の区の区民会議等でも検討が行われており、緑のカーテン大作戦をはじめ、普及啓発を中心とした取組が区役所で行われている。 						
計	22,713.4	100.0%	-0.4%							

◎ (仮称) 地球温暖化対策条例及び地球温暖化対策地域推進計画の考え方について

1 条例による対応の必要性

◎川崎市として大胆な目標を掲げ、長期的なビジョンを策定し、推進
 ◎川崎市として、総合的・計画的に地球温暖化対策を推進

地球温暖化対策法による施策ではなく、川崎市のローカルルールとして条例を策定して対応

(参考) 地球温暖化対策法(抄)
 (国及び地方公共団体の施策)

第二十条 略

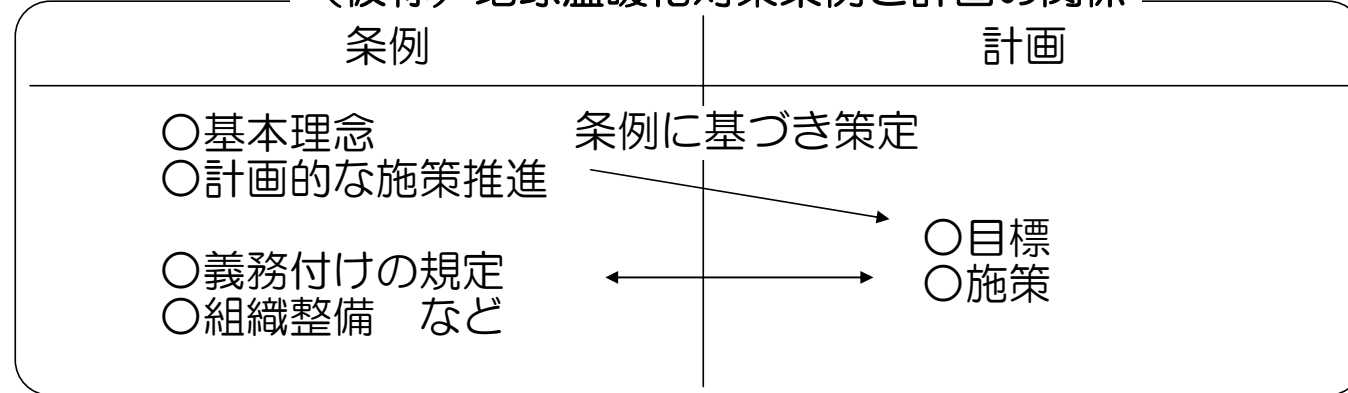
2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 条例と計画の関係性イメージ

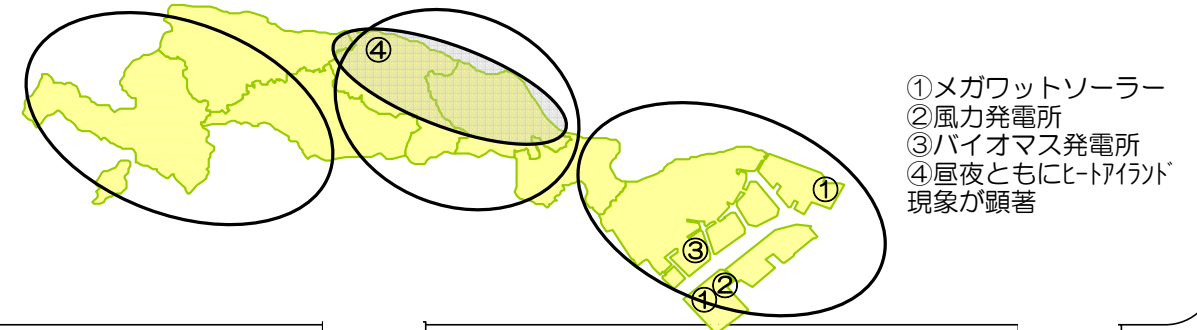
(仮称) 地球温暖化対策条例と計画の関係



3 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例・温暖化対策地域推進計画のイメージ

川崎市の特徴・課題などからみた温暖化対策のありよう

- I 市内の事業者の強みを伸ばし、アピール
 市内の事業者は先進的な環境技術や省エネルギー技術を有しており、事業活動を通じて温室効果ガスの低減に貢献しており、この強みを伸ばし、アピールする必要
- II 再生可能エネルギーの導入
 大規模・高効率な火力発電所等を有し、首都圏のエネルギー供給の一翼を担う地域であるほか、メガワットソーラーなど象徴的な施設の立地が進んでいることから、この強みを伸ばし、アピールしていく必要
- III 地域の特徴に応じた対応・身近な取組強化
 約140万の人口を有する政令指定都市であるが、南北に長く、区ごとに異なる特徴を有している中で、特に住民からの温室効果ガスは増加傾向にあることから、温暖化対策を住民に身近なものとしていくなど、地域での対応が必要
- IV 都市問題への対応
 都市化の顕著な地域として、ヒートアイランド対策、交通対策などに取り組む必要



地球温暖化対策条例のイメージ(制度新設の必要なもの)

- 地球温暖化対策に係る基本理念や基本施策等とともに、次の事項を規定
- ① 事業者の環境技術や省エネルギーに係る先駆的な取組を市民からも見えるようにするため、計画的な取組や温室効果ガス排出状況を報告するとともに、評価を行う制度(計画書・報告書制度)(I)
 - ② 開発行為等における再生可能エネルギーの導入を検討させ、計画等を策定する制度(II)
 - ③ エネルギー供給事業者による情報提供(III)
 - ④ 市民活動の拠点整備(地球温暖化防止活動推進センターなど)(III)
 - ⑤ 温暖化防止活動推進のための組織整備(III)

計画イメージ

- 条例に基づき、基本計画と実施計画を策定し、次の事項を規定
- 基本計画
 - 基本理念
 - 目標 等
 - 実施計画
 - 施策 等

相互に補完し、地球温暖化対策を推進